

意匠権侵害の成立と意匠の視認性の要否

——部品の意匠権の効力の限界——

山 口 健 司*

抄 録 意匠権侵害が成立するためには、原告が侵害と主張する被告の行為において、登録意匠に係る物品の形態（「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」の意で用いる。以下同じ。）を被告製品の外部から視認できることが必要である（意匠の視認性の要件）。この要件は、意匠の保護法益、意匠の定義等から必然的に導かれる。意匠の視認性の要件が実際に問題となるのは、「部品」の意匠権で「完成品」の製造・販売行為等を意匠権侵害に問責する場面であるが、同場面で意匠の視認性の要件が充たされ、意匠権侵害が成立することは多くない。この点が、「部品」の意匠権の効力と、「部品」の特許権・実用新案権の効力とで最も異なる点といえる。このような「部品」の意匠権の効力の限界を認識することが、実務的に重要である。

目 次

1. はじめに
2. 意匠法の保護法益からの検討
 2. 1 意匠法の目的
 2. 2 意匠が保護される理由(意匠法の保護法益)
 2. 3 意匠の視認性の要件の必要性
3. 「意匠」の定義からの検討
4. 意匠の類否の判断基準からの検討
 4. 1 創作説と混同説
 4. 2 創作説についての考察
 4. 3 混同説の整理
 4. 4 混同説と視認性の要件の要否
5. 裁判例の検討
 5. 1 端子金具事件
 5. 2 減速機付きモーター事件
 5. 3 「物品の独立性の要件」及び「意匠の視認性の要件」の意義・位置付け
6. 視認性の要件を不要とする見解について
 6. 1 「使用」概念を強調する見解に対して
 6. 2 審決取消訴訟の判例を根拠とする見解に対して
 6. 3 不当性を強調する見解に対して
7. 欧州共同体意匠の立場
8. 部品の意匠権の効力について

9. 最後に

1. はじめに

以下の設例を検討していただきたい。

部品製造業者である X は、日本において「ネジ」の登録意匠権を有している。アメリカの企業である Y1 は、アメリカ国内で、X の登録意匠と全く同一の形態のネジを自ら製造し、それを内部の部品として用いた「カメラ」を製造している。日本企業の Y2 は、Y1 の当該「カメラ」を日本国内に輸入し、日本国内で販売している。なお、Y2 が Y1 から「カメラ」を輸入し、同「カメラ」を日本国内で販売する際には、問題の「ネジ」は「カメラ」の内部に完全に組み込まれ、外部からこの「ネジ」を視認することはできない。

以上のような事実関係を前提としたとき、X は、Y2 に対して、「ネジ」の意匠権侵害を理由

* 青和特許法律事務所 弁護士 Kenji YAMAGUCHI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

として「カメラ」の輸入・販売行為の差止め及び損害賠償を請求することができるだろうか。

〔なお、Xは日本の意匠権しか有していないため、Y1に意匠権侵害を理由とした権利行使をすることはできない（Y2との共同不法行為が成立するか否かは別論である）。なぜなら、アメリカでの製造行為については属地主義の原則によりそもそも日本の意匠権の効力が及ばないからである。〕

仮に、Xが有する「ネジ」の権利が意匠権ではなく特許権又は実用新案権であるとすれば、Y2の「カメラ」の輸入・販売行為は「ネジ」の特許権・実用新案権を侵害することになるであろう。同様に、これが意匠権の場合であっても同じ結論であると考えられる方も多いかもしれない。

しかし、上記設例において「ネジ」に係る権利が意匠権である場合には、Y2の「カメラ」の輸入・販売行為をもって、Xの「ネジ」の意匠権を侵害したと評価することはできない。Y2が「カメラ」を輸入・販売する際に、「ネジ」は一切外部から視認できないからである。

本稿では、意匠権侵害が成立するためには、原告が侵害と主張する被告の行為において、登録意匠に係る物品の形態を被告製品の外部から視認できること（以下、「意匠の視認性の要件」という。）が必要であることを、種々の検討を通じて、明らかにしていきたい。

2. 意匠法の保護法益からの検討

2.1 意匠法の目的

意匠法の目的は、その第1条に明らかにされている。第1条に「この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」とあるように、意匠法は、特許法、実用新案法と同じく¹⁾、「産業の発達に寄与することを目的とする」産業法の一つなのである。意匠が

保護の対象とされているのも、ひとえに意匠が産業の発達に役立つものだからなのである。

2.2 意匠が保護される理由（意匠法の保護法益）

では、なぜ意匠が産業の発達に寄与するのか。

それは、意匠、すなわち物品の「デザイン」が、その物品を購入しようとする者にとって、物品の「機能」や商標に化体している営業主体の「信用」と同じく、当該物品を購入する動機付けの一つとなり得るものだからである。

誰でも、商品の性能・品質・価格・出所の信用等が同等のものであれば、デザインが気に入った商品を選択するであろう。場合によっては、性能・品質・価格・信用等が劣っていても、デザインが気に入った商品を選択することがあることも、経験的に明らかな事実である。

このような、意匠（デザイン）の有する顧客の需要を引き付ける力（意匠の「需要吸引力」）、これを意匠法は保護しているのである。さまざまな意匠が世に出れば、それだけ意匠に引き付けられて物品を購入する顧客も多くなり、物品の取引が活発になるからこそ、産業法たる意匠法は、意匠を保護しているのである²⁾。

ところで、意匠、すなわち物品のデザインが顧客の需要を引き付けるパターンとしては、次の三つがあろう。すなわち、①当該デザインの形状に由来する「機能」が顧客の気に入るパターン、②当該デザイン（形態）が出所識別力を獲得していて、当該出所の「信用」に顧客が引かれるパターン、③当該デザイン（形態）が、顧客の趣味・嗜好に合うパターン、の三つである。

このうち、意匠法が保護している意匠の需要吸引力とは、③のパターンにおいて顧客を引き付けた意匠の力、すなわち意匠が「顧客の趣味・嗜好に訴える力」のみを指すと考えるべきである。なぜなら、①のパターンにおいて顧客を引

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

き付けたもの、すなわち「物品の形状に由来する機能」を保護するのは特許法・実用新案法の役割であり、②のパターンにおいて顧客を引き付けたもの、すなわち「物品の形態の出所識別機能」を保護するのは商標法や不正競争防止法の役割であって、これらを意匠法で重ねて保護する必要はないからである。法の独自性ないし役割分担という観点を考慮すれば、意匠法が保護するものは、③のパターンにおける、意匠の「顧客の趣味・嗜好に訴える力」のみであると考えらるべきであろう（本稿では、この力を意匠の「需要吸引力」と呼ぶことにする³⁾）。

2. 3 意匠の視認性の要件の必要性

意匠法の保護法益が意匠の需要吸引力である以上、意匠権侵害の成立要件として意匠の視認性が要求されることは、いわば当然というべきである。

前記1の設例で説明しよう。Y2の「カメラ」の販売行為においては、Xがその意匠権を有する「ネジ」の形態は、外部から一切視認できない。この場合、Y2の販売行為において、当該「ネジ」の意匠が有する需要吸引力は、全く利用されていない。というより、働く余地がない。一般需要者の目に「ネジ」が写らない以上、「ネジ」のデザインが「カメラ」を購入しようとする一般需要者の購買意欲を引き付けることは有り得ないからである。

意匠法の保護法益が意匠の需要吸引力ならば、意匠の需要吸引力を利用していない行為を禁止する理由はない。すなわち、そのような行為は意匠権侵害ではないのである。

このように、意匠の視認性が意匠権侵害成立の要件であることは、意匠法の保護法益を考えれば、当然のことといえよう。

3. 「意匠」の定義からの検討

意匠法2条1項は、「この法律で、『意匠』と

は、物品（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と「意匠」を定義している。

このように、「意匠」とは、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」なのである。

そうであれば、原告が侵害と主張する被告の行為において、登録意匠と同一又は類似した形態を被告製品の外部から全く視認できないのであれば、当該被告の行為において登録意匠と同一又は類似した美感が視覚を通じて生じることが有り得ないのであるから、当該被告の行為をもって、登録意匠と同一又は類似の「意匠」を実施したと解する余地は全くないことになる。

以上のとおり、「意匠」の定義に照らしても、意匠の視認性が意匠権侵害成立の要件であることが理解できる。

4. 意匠の類否の判断基準からの検討

4. 1 創作説と混同説

意匠の視認性の要件の要否とも関連するので、意匠の類否の判断基準について、ここで触れておきたい。

意匠権の効力は登録意匠に類似する意匠にも及ぶが（意匠法23条）、この「類似性」の判断基準についての考え方として、混同説と創作説があるのは周知のとおりである。

なお、創作説とは、デザイナー等の当業者（製作に携わる者）を基準として、二つの意匠から生じる美感が同一であることをいうとする説であり、混同説とは、物品の取引者・需要者を基準として、二つの意匠について混同が生じるおそれがあるほどによく似ているかどうかにより判断すべきであるとする説である⁴⁾。

4. 2 創作説についての考察

創作説は、意匠法の第一義的な目的は、意匠

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の創作の保護にあるから、意匠の類否は新しい価値の創造があったか否かから判定すべきであると説明する⁴⁾。

この創作説の、意匠の創作の保護が意匠法の第一義的な目的であるとの考え方からすれば、意匠権侵害の成立に意匠の視認性の要件は不要であるという結論が導けるかもしれない。意匠が見えない場合に意匠権の保護を否定すれば、意匠創作のインセンティブが損なわれるとの説明が可能となるからである。

しかし、意匠法の最終的な目的及び意匠法の保護法益からすれば、創作説ないし意匠の創作保護が意匠法の第一義的な目的であるとする考え方は、採り得ない。

意匠法が意匠の創作の保護を一つの目的としていることは間違いない。しかし、意匠法第1条が「意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」と規定していることから明らかなおと、意匠法の最終的な目的はあくまで「産業の発達に寄与」することであって、「意匠の創作の奨励（保護）」は、その手段にすぎないのである。したがって、意匠が「産業の発達に寄与」していない場面まで、意匠法が保護を及ぼす理由は存在しない。

意匠が産業の発達に寄与する理由は、意匠が顧客の需要を引き付ける力、需要吸引力を有するからであることは、既に説明したとおりである。つまり意匠法は、登録意匠が有する需要吸引力の無断利用を禁止することで、意匠の保護を図る法律なのである。

そうである以上、意匠が類似しているか否かの判断、すなわち意匠権侵害か否かの判断は、顧客たる取引者、一般需要者からみて、被告は意匠権者の登録意匠の需要吸引力を（無断で）利用しているといえるか否か、という観点から判断されるべきである。

よって、意匠の類否の判断基準としては、当業者を基準とする創作説ではなく、取引者・一

般需要者を基準とする混同説が妥当である。

そして、意匠が「産業の発達に寄与」しない場面、すなわち意匠が外部から視認できないため、なんら意匠の需要吸引力が発揮されない場面にまで、意匠権の効力を及ぼして意匠の創作を保護する理由は、意匠法にはないので、意匠権侵害の成立要件として、意匠の視認性が必要なのである。

4.3 混同説の整理

混同説の論者の中では、類似性判断において取引者・一般需要者を基準とするという点では一致しているものの、その説明の仕方には若干の相違が見られる。

一つの説明は、他人の意匠に類似する意匠を禁止する理由は、一般の商品の需要者側からすれば、意匠が類似しているためA会社の製品とB会社の製品との混同を来し、誤って購入する場合が起こる、このことは権利者の側からすれば、意匠権によって保護されている地位を市場から奪い去られる結果となるので、このような需要者の混同を招く行為を規制する必要があるから、意匠の類否は一般の需要者をして混同させる程度に似通っているかどうかで判断すべきであるとする説明である^{4),5)}。

もう一つの説明は、意匠法は、商品そのものが備えるべき品質、性能、種別、趣味性などについての強調、刺激、誘引をもって需要者に訴え、これによって需要者に当該商品を選択させる、需要吸引力を主たる保護の対象として設けられたものであるから、意匠の類否も一般需要者の立場で判断すべきであるという説明である^{4),6)}。

前者の説明は、「A会社の製品とB会社の製品との混同を来し」という表現からして、意匠法があたかも意匠の出所識別機能を保護しているかのような説明の仕方であるが、物品の形態の出所識別機能を保護する法律は商標法や不正

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

競争防止法であって、意匠法ではない。よって、このような「混同を来たす」といった説明ではやや唐突の感が否めず、理論的根拠が薄弱と言わざるを得ない。また、実際の取引において、商品の意匠が類似しているからといって、商品の出所を混同するという事態（A会社の製品とB会社の製品との混同を来すという事態）は、かなり稀な事態であると考えられる。実際の取引においては、出所識別標識たる商標が商品に付されている場合がほとんどだからである。このように、取引の実態から乖離した説明は、国民の納得する裁判という観点からみて、妥当とは言いがたい。さらに、この説明を前提とすると、意匠が類似であるにもかかわらず混同が生じていないという事実（例えば、出所識別標識たる商標が商品に付されているという事情等）が、意匠権侵害訴訟の抗弁事実として成り立つ余地を、少なくとも理論的に与えることになりはしないだろうか。しかし、そのような抗弁を認めれば、意匠が保護されないケースが多数生じることになり、意匠を保護して産業の発達に寄与するという意匠法の目的に反しよう。以上の3点から、前者の説明は妥当でないとする。

意匠法は、商標法のように商品の出所識別機能を保護するものではなく、意匠の需要吸引力を保護するものである。そうである以上、意匠の類似性の判断も、「出所の混同を生じるか否か」という観点からではなく、「登録意匠の需要吸引力を利用しているか否か」という観点から判断されるべきである。したがって、後者の説明が妥当であるとする。

筆者個人としては、「混同説」という呼び方自体、前者の説明を想起しやすいものであることから、「需要説」等に学説名を変更すべきであるとまで思っている。

（なお、「意匠権者の商品と混同するほど似ている」という判断と、「登録意匠の需要吸引力を利用していると言えるほど似ている」という判

断とで、意匠の類否の結論に違いはないと思われる。少なくとも筆者個人としては、同じ結論になると考えている。よって、両者の違いは、単なる説明の仕方の違いに過ぎない。ただ、筆者がここで明らかにしたかったのは、混同説の理論的な根拠である。）

4. 4 混同説と視認性の要件の要否

混同説を前提とすれば、いずれの説明の仕方を前提としても、意匠権侵害成立の要件として、意匠の視認性が要求されることになる。

なぜなら、意匠権侵害と主張される行為において、被告製品の外部から登録意匠と類似した形態が全く視認できない場合には、当該行為において、一般需要者が意匠権者の製品であると混同して被告製品を購入するおそれなければ、一般需要者が当該意匠権によって保護されている意匠（デザイン）の需要吸引力によって被告製品を選択するおそれもないからである。つまり、視認性が欠如しているケースでは、混同説のいずれの説明からしても、意匠権者を保護する理由がないことになるのである。

5. 裁判例の検討

視認性の要件の要否を検討するにあたって、以下の裁判例を検討してみたい。

5. 1 端子金具事件

前記「1. はじめに」の設例のように、登録意匠に係る物品の形態が、原告が侵害と主張する被告の行為の際、全く視認できない事例に関して判決が下された事件としては、「端子金具事件」がある。

(1) 事件の概要

この事件は、被告が輸入・販売するクリスマス用装飾電球セット（本件電球セット）のソケットの内部に組み込まれた端子金具（本件端子

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

金具)の形態が、「端子金具」を意匠に係る物品とする登録意匠に類似することを理由として、訴訟提起されたものである。

被告が行っていた行為は、本件電球セットの輸入及び販売であるが、その際、本件電球セットの外部からは、中の本件端子金具は全く視認できない。

この事件で原告が請求の趣旨として立てたのは、「本件電球セット」(完成品)の販売の差止めではなく、「本件端子金具」(部品)の販売の差止めであった(本件電球セットを販売すれば、中の本件端子金具も同時に販売したことになるという理屈であろう)ため、判決の判示内容もそれに沿ったものとなっている。なお、原告は、一審段階では本件端子金具の製造及び販売の差止めを求めていたが、控訴審段階で、販売の差止めのみに請求を減縮している。

(2) 一審判決(東京地裁平成5年4月14日判決・同平成3年(ワ)第7321号事件⁷⁾)

1) 判示内容

同事件の一審判決は、「原告は、被告に対し、本件端子金具の製造販売の差止めを求めているところ、本件全証拠によるも、被告が本件端子金具を業として製造し販売したことを認めることはできないから、その余について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないことに帰する。すなわち……右各事実によると、本件端子金具は外部から全く看取することができず、また容易に分離できない等の状態であって、本件電球セットの一構成部分であり、独立性は全くないというべきものであるから、被告において本件電球セットを販売しているとしても、これをもって本件端子金具を販売しているということとはできない。したがって、被告が本件端子金具を販売していることを前提とする原告の本訴請求は、既にこの点において、理由がない。」と述べて、原告の請求を棄却した。

なお一審判決は、上記判示に続けて、「ところで、意匠法にいう意匠とは、看者に視覚を通じて美感を生ぜしめる物品の形状等の形態の外観であるというべきであるから、取引において全く看取することのできない物品の一構成部分の形態を意匠であるとしてその類否を論ずることに意味があるのかは疑問であるが」との前置きをしたうえで、本件意匠と本件端子金具の意匠の類否についても検討し、類似性を否定する判断も行っている。

2) 批評

登録意匠と同じ物品の本件端子金具が外部から全く視認できない被告の行為、すなわち意匠の視認性の要件を欠く被告の行為を、意匠権侵害ではないとした結論は妥当である。

しかし、上記の結論は、本件端子金具が「外部から全く看取することができない」(意匠の視認性の要件の欠如)からというよりも、むしろ、本件端子金具が「本件電球セットの一構成部分であり、独立性は全くないというべきもの」だから(以下、これを「物品の独立性の要件」という。)という理由によって導いたものと評価できよう。

また、一審判決は、本件意匠と本件端子金具の意匠の類否判断も一応行っているが、一審判決自身、「取引において全く看取することのできない物品の一構成部分の形態を意匠であるとしてその類否を論ずることに意味があるのかは疑問であるが」と述べているとおり、意匠の視認性の要件を欠く本件事件において、本件意匠と本件端子金具の意匠の類否の検討は不要であったといえよう。

(3) 控訴審判決(東京高裁平成6年2月1日判決・同平成5年(ネ)第1727号事件⁸⁾)

1) 判示内容

控訴審判決は、前記(2)1)の前半で抜粋した一審判決の判示部分をほぼそのまま引用し(た

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

だし、本件端子金具を「独立した物品として販売」していないことを強調する形に変更している)、さらに、「なお、控訴人は、予備的に、被控訴人は本件端子金具を構成要素とするクリスマス用本件電球セットを販売することにより、本件端子金具に係る意匠を実施していることになる、との主張をしている。しかしながら、ある物品について意匠を実施したというためには、その物品が経済的に一個の物品として独立して取引の対象となることを要すると解すべきであるところ、本件端子金具は右のとおり独立性が全くないから、この控訴人の主張は失当である。また、控訴人は、本件端子金具は、交換、修理の際に取り出して交換、修理を行うものであるから、端子金具としての独立性が肯定される、とも主張する。しかし、本件全証拠によっても、本件電球セットが故障した場合に本件端子金具だけを取り出してこれを交換、修理することが現実にあると認めるに足りないし、さらに、被控訴人が本件端子金具の交換、修理をする事例があることについての主張立証は全くない。そうすると、この控訴人の主張も理由がない。」と付け加えて、控訴人(原告)の控訴を棄却した。また、控訴審判決も、本件意匠と本件端子金具の類否について検討し、類似性を否定する判断も行っている。

2) 批評

「ある物品について意匠を実施したというためには、その物品が経済的に一個の物品として独立して取引の対象となることを要すると解すべきであるところ、本件端子金具は右のとおり独立性が全くない」と述べていることから明らかなおり、控訴審判決も、一審判決同様、意匠の視認性の要件の欠如ではなく、物品の独立性の要件の欠如を理由に、意匠権侵害否定の結論を導いている。

このように、「端子金具事件」において一審・控訴審とも意匠権侵害を否定するにあたって、

物品の独立性の要件の欠如を理由とし、視認性の要件の欠如を直接の理由としなかったのは、原告が立てた請求の趣旨が「本件電球セット」(完成品)の販売差止めではなく「本件端子金具」(部品)の販売差止めであったこと、及び原告が「利用関係」(意匠法26条)の主張を行わなかったこと、の2点が原因と考えられ、意匠の視認性の要件を不要とする趣旨ではないであろう。物品の独立性の要件及び意匠の視認性の要件の意義・位置付けについては、後記5.3で検討するので、参照されたい。

また、控訴審判決は、「本件端子金具は、交換、修理の際に取り出して交換、修理を行うものであるから、端子金具としての独立性が肯定される」との控訴人の主張を、「本件全証拠によっても、本件電球セットが故障した場合に本件端子金具だけを取り出してこれを交換、修理することが現実にあると認めるに足りないし、さらに、被控訴人が本件端子金具の交換、修理をする事例があることについての主張立証は全くない」という理由で排斥しているが、これでは「本件端子金具は、交換、修理の際に取り出して交換、修理を行う」との事情が主張・立証されていたならば、本件端子金具の独立性は肯定されていた、とも取られかねないので、不当な判示である。

物品の独立性の要件は、原告が侵害と主張する被告の具体的行為の際に、被告製品について、存在しなければならないものである。本件事件でいえば、被告の本件電球セットの販売行為の際に、本件端子金具の独立性があるといえなければならない。「(本件電球セットの)修理の際に(本件端子金具を)取り出して交換、修理を行う」という事情は、当該交換、修理行為自体を捉えて意匠権侵害と主張するならばともかく、そのような事情があろうとなかろうと、本件電球セットの販売という被告の具体的行為における本件端子金具の独立性の有無には、何の関係

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

もない事情である。それらが主張立証されようが、本件端子金具に物品の独立性の要件が肯定されることはない。

控訴審判決は、上記のような誤解を招きかねない理由で排斥するのではなく、「控訴人の主張は主張自体失当である」として排斥すべきであったといえよう。

5. 2 減速機付きモーター事件

(1) 事案の概要

この事件は、被告が製造・販売する被告製品(減速機付きモーター)のうちの「減速機」部分が、「減速機」を意匠に係る物品とする原告の登録意匠(本件登録意匠)に類似することを理由として、訴訟提起されたものである。

被告製品は、「モーター」部分と「減速機」部分がねじによって連結固定されたものであり、(判決が本件登録意匠の要部と認定した)「(減速機の)ケーシングのモーター側端の具体的な形状」は、外部から視認できないものであった。

なお、この事件の原告は、「端子金具事件」の原告と異なり、請求の趣旨として、「イ号物件・ロ号物件」(完成品)の販売等の差止めを求めている。また、「利用関係」による侵害の主張も行っている。

(2) 一審判決(東京地裁平成15年1月31日判決・同平成14年(ワ)第5556号事件)

1) 判示内容

一審判決は、本件登録意匠の要部は「(減速機の)ケーシングのモーター側端の具体的な形状」にあると認定した上で、以下のように判示して原告の請求を棄却した。

「(1)本件登録意匠に係る物品と被告製品の物品とを対比すると、本件登録意匠に係る物品は減速機であるのに対し、被告製品は、減速機部分にモーター部分を連結して一個の物品となした減速機付きモーター(ギヤードモーター)で

あるから、両者は物品が異なり、被告製品の意匠は本件登録意匠と同一又は類似であるということとはできない。また、原告が主張するように、利用関係による意匠権の侵害が認められるとしても、前記認定に係る本件登録意匠の要部は、……被告製品の意匠においては、外部から認識できないから、このような場合には、利用関係が存すると認めることはできず、したがって、利用関係による意匠権の侵害も認められない。

(2)この点、原告は、本件登録意匠との類否判断の対象となるべき製品は、被告製品の減速機部分であると主張するが、前記認定のとおり、減速機部分は、ねじでモーター部分と固定されており、減速機部分は減速機付きモーターの一構成部分にすぎないというべきであるから、被告製品の減速機部分のみを切り離して本件登録意匠との類否判断の対象とすることはできないというべきである(もっとも、利用関係の判断にあたっては、減速機部分のみを類否判断の対象にすることがあり得るが、利用関係も成立しないことは前述のとおりである。)。また、……意匠法において意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美観(原文のまま)を起ささせるものをいい(意匠法2条1項)、また、意匠保護の根拠は、流通過程における混同防止にあると解されるから、意匠保護の対象となるのはあくまで物品の外観であって、外観に現れず、視覚を通じて認識することがない物品の隠れた形状は、意匠権侵害の判断にあたっては考慮することはできないというべきであり、この点は、利用関係の判断に当たっても変わらないというべきである。」

2) 批評

本件の一審判決は、「意匠保護の対象となるのはあくまで物品の外観であって、外観に現れず、視覚を通じて認識することがない物品の隠れた形状は、意匠権侵害の判断にあたっては考慮す

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ることはできないというべきであり」と述べて、意匠権侵害成立の要件として意匠の視認性の要件が必要であることを明言しており、妥当である。ただ、その理由として挙げる意匠保護の根拠を、「流通過程における混同防止にある」と表現している点が、意匠法があたかも商標法のように出所識別機能を保護しているかのような説明に類するものであり、不満が残る(前記4.3参照)。

本件一審判決の意義は、意匠権侵害と主張される行為において、被告製品の外部から、登録意匠に係る物品に対応する部分(部品)が全て視認できない場合だけでなく、登録意匠の要部のみが視認できない場合であっても、意匠権侵害の成立が否定されることを明らかにした点にあるといえよう。

(3) 控訴審判決(東京高裁平成15年6月30日判決・同平成15年(ネ)第1119号事件)

1) 判示内容

控訴審判決は、一審判決同様、本件登録意匠との類否判断の対象となるのは、「被告製品の減速機部分」ではなく、「被告製品全体」であるとの前提で類否判断を行い、類似ではないと判断して、控訴人(原告)の控訴を棄却している(ただし、一審判決のように「物品が異なる」という理由のみで類似性を否定するのではなく、より詳細に両者の構成を比較検討した上で類似性を否定している)。

さらに、控訴審判決は、「意匠の保護は、最終的には産業の発達に寄与することを目的とするものであるから(意匠法1条)、意匠保護の根拠は、当該意匠に係る物品が流通過程に置かれ取引の対象とされる場合において、取引者、需要者が当該意匠に係る物品を混同し、誤って物品を購入することを防止すると同時に、上記取引者等の混同を招く行為を規制することにより意匠権者の物品流通の市場において保護されるべき

地位を確保することにあると解すべきである。そうすると、意匠権侵害の有無の判断に際しては、流通過程に置かれた具体的な物品が対象となるものというべきである。」「意匠とは、物品(物品の部分を含む。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美観(原文のまま)を起こさせるものをいうのであるから(意匠法2条1項)、外部から視覚を通じて認識できるものであることを要するものであり、また、前記のとおり、意匠保護の根拠は、当該意匠に係る物品が流通過程に置かれ取引の対象とされる場合において、取引者、需要者が当該意匠に係る物品を混同することを防止することにあると解すべきであるから、結局、当該意匠に係る物品の流通過程において取引者、需要者が外部から視覚を通じて認識することができる物品の外観のみが、意匠法の保護の対象となるものであって、流通過程において外観に現れず視覚を通じて認識することができない物品の隠れた形状は考慮することができないものというべきである(なお、控訴人主張のとおり、意匠保護の根拠が「創作」であると解したとしても、それが必ずしも意匠権侵害の判断にあたり、物品の隠れた形状をも考慮すべきであるとの見解には結びつかない筋合いである。)。」「控訴人の主張するように、利用関係による意匠権の侵害が認められるとしても、前記認定のとおり、被控訴人製品の全体の構成態様においては、本件登録意匠の要部である前記ケーシングのモーター側端の具体的な形状(膨出部の背面視における形状全体)が外部から認識できないものであるから、被控訴人製品が本件登録意匠を利用しないし包含しているということとはできない(なお、利用関係の判断においても、前記のとおり、当該意匠に係る物品の流通過程において取引者、需要者が外部から視覚を通じて認識することができない隠れた形状は、考慮することができないというべきである。)」とも述べている。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2) 批評

控訴審判決の判示内容は、基本的に一審判決と同じとあってよい。

ただ、「意匠権侵害の有無の判断に際しては、流通過程に置かれた具体的な物品が対象となる」ことを明確にした点（「端子金具事件」控訴審判決で問題となった「交換、修理の際に取り出して交換、修理を行う」といった事情が、物品の独立性の要件の判断において無関係であることを明確にしたものといえる）、「意匠保護の根拠が「創作」であると解したとしても、それが必ずしも意匠権侵害の判断にあたり、物品の隠れた形状をも考慮すべきであるとの見解には結びつかない」ことを明確にした点（前記4.2参照）で、意義があるといえよう。

5.3 「物品の独立性の要件」及び「意匠の視認性の要件」の意義・位置付け

上記二つの事件に加えて、名古屋地裁昭和59年3月26日判決・同昭和55年(ワ)第577号事件⁹⁾等を考察すれば、物品の独立性の要件及び意匠の視認性の要件は、「『登録意匠に係る物品を部品（一構成部分）として含んだ完成品』の製造・販売行為等を、当該部品の意匠権の侵害であると主張する訴訟類型」（簡単にいえば、「部品」の意匠権で「完成品」の販売行為等を攻撃しようとする訴訟類型である。以下、これを「『部品－完成品』の訴訟類型」という。）において、初めて実質的に問題となる要件であるといえる。

以下、「部品－完成品」の訴訟類型における判断の論理的な順序に沿って、両要件の意義・位置付けを明らかにする。

① 「物品の独立性の要件」とは、意匠の類否判断において登録意匠と対比するための資格要件とあってよいだろう。

したがって、「部品－完成品」の訴訟類型では、必ずとあってよいほど、この物品の独立性の要件がまず問題となる。なぜなら、当該訴訟

類型における原告としては、「意匠の類否判断において登録意匠と対比すべきなのは、被告製品のうちの登録意匠に対応する部分（部品）の形態である」と主張することが多いからである。

しかし、「部品－完成品」の訴訟類型において、「被告製品のうち登録意匠に対応する部分（部品）」について、独立性の要件が充足されることはないといつてよい。完成品に組み込まれている部品が、原告が侵害と主張する被告の行為において、独立した取引の対象となっていないことは明らかだからである。

よって、この要件は、「部品－完成品」の訴訟類型の際に、「被告製品のうち登録意匠に対応する部分（部品）の形態のみを取り上げて類否判断すべきである」旨の原告の主張を排斥する理由としてのみ、用いられるものといえよう（登録意匠、被告製品ともに物品が異なる通常の意匠権侵害訴訟において、この要件が正面から問題となる事態は考えられないからである）。

このように、「部品－完成品」の訴訟類型においては、「被告製品のうち登録意匠に対応する部分（部品）」について独立性が肯定されることはなく、また、被告製品全体（完成品）が物品の独立性の要件を充足することは当然であるから、結局、「部品」の登録意匠と「完成品」の形状とを比較して類否判断が為されることになる。

その結果、両者はそもそも物品が異なることになるし、また看者に与える印象も相当異なることが通常であろうから、類似性は当然否定されることになる（原告から「利用関係」による侵害の主張がなされていないならば、この段階で、原告の請求棄却の結論で訴訟は終了することになる。）。)

② 「利用関係」による侵害判断においては、被告製品のうち登録意匠に対応する部分（部品）の形態のみを類否判断の対象とすることができ（「減速機付きモーター事件一審判決参照」）、この判断の際に、「意匠の視認性の要件」

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が問題となる。

被告製品のうち登録意匠の全体若しくは要部に対応する部分が、原告が侵害と主張する被告の行為において被告製品の外部から視認できるのであれば（意匠の視認性の要件を充たすのであれば）、登録意匠と当該部分の形態を具体的に比較して、類否の判断がなされることになる（ただし、意匠権侵害が成立するためには、さらに「利用関係」の成立要件¹⁰⁾を充たすことも必要である）。

逆に、被告製品のうち登録意匠の全体若しくは要部に対応する部分が、原告が侵害と主張する被告の行為において被告製品の外部から視認できないのであれば（意匠の視認性の要件を充たさないのであれば）、両者の形態を比較するまでもなく、非侵害の結論に達することになる。

登録意匠、被告製品ともに物品が異ならない通常の意匠権侵害訴訟において、被告製品の視認性が問題となる事態は考えられないので、結局、「意匠の視認性の要件」は、「部品－完成品」の訴訟類型でかつ「利用関係」による侵害の主張がなされている場合に、初めて実質的に問題となる要件といえよう。

なお、「意匠の視認性の要件」とは、正確に言えば、「被告製品において、登録意匠の要部が外部から視認できること」となろう。

6. 視認性の要件を不要とする見解について

ここで、意匠の視認性の要件を不要とする見解に対して反論を試みる。

6. 1 「使用」概念を強調する見解に対して

まず、意匠の「実施」行為のうち「使用」については意匠の視認性の要件が不要であるとする見解がある¹¹⁾。同見解は、「意匠法が『使用』を実施行為の一形態として規定していることから、意匠法は、意匠の創作価値によって、意匠

の『使用』に何らかの価値が生じていると考えているということが出来る。意匠の創作の有り方を振り返ると、完成品に組み込まれる部品の意匠は、完成品に組み込まれることを前提として創作されるものである。完成品に組み込まれた時（完成品の使用時）や完成品の組み立て時（完成品の製造時）に意匠の価値を最大限に発揮するものであろう。……すなわち、完成品を製造販売する者は、それに組み込まれる部品の意匠の価値を享受しているのであり、この『価値の享受』は部品の意匠の意匠（創作）なしにはありえなかったものということが出来る。……そうであれば、意匠の実施行為における『使用』の認定は、外から見えるか見えないかを問う必要はなく、完成品の中に『部品の意匠』が存在することのみをもって足りる、というべきであらう。」と述べる。

同見解は、意匠保護の根拠を創作保護とするものであるが、意匠保護の根拠が意匠の需要吸引力の保護であることは前記2. 2で述べたとおりであるし、また意匠保護の根拠が創作保護であるとしても、視認性の要件が不要との見解に結び付かないことは、「減速機付きモーター事件」控訴審判決が明らかにしているところである。

また、同見解が完成品を製造販売する者が享受しているという「部品の意匠の価値」の内容を分析すれば、それは部品の意匠の需要吸引力（意匠が顧客の趣味・嗜好に訴える力）ではなく、部品の形状に由来する「機能」ではなかろうか。部品の形状に由来する「機能」を保護するのは意匠法ではなく、特許法・実用新案法であることも、前記2. 2で述べたとおりである。

6. 2 審決取消訴訟の判例を根拠とする見解に対して

また、東京高裁昭和52年3月20日判決¹²⁾を引用して、「完成品となった状態において、内部に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

隠れて見えないような部品は、意匠として保護されないとはいいがちであるが、意匠法上の物品は必ずしも完成品である必要はない。部品でも、経済的に一個の物として独立して取引の対象になるものであるかぎり、意匠法上の物品といえる。」とする見解もある¹³⁾。

同見解の趣旨が、部品の意匠も意匠登録できるといふ趣旨にとどまるのであれば異論はないが、それを超えて、被告製品に組み込まれた部品が意匠の視認性の要件を充たさない場合にも部品の意匠権の侵害になるという趣旨をも含んでいるのであれば¹⁴⁾、それは誤りといわざるを得ない。

意匠登録の場面では、登録しようとする部品が独立して取引の対象となる可能性さえあれば、登録を許可してもよいであろう。当該部品のみを取引する場面では当該部品の意匠の需要吸引力が発揮されるのであり、このように意匠の需要吸引力が発揮される可能性が当該部品の意匠にある以上、意匠法で保護する必要性も存在するからである。

しかし、意匠権侵害の場面では、原告が侵害と主張する具体的な被告の行為において当該部品の意匠の需要吸引力が発揮されていることが必要となるから、意匠の視認性の要件を不要とすることはできない。

登録後のあらゆる可能性が考慮の対象となる意匠登録の可否の問題と、被告の具体的な行為が前提となる意匠権侵害の成否の問題とを、混同してはならない。

6. 3 不当性を強調する見解に対して

「端子金具事件」控訴審判決に対する批評の中で、「登録意匠物品を内部に組み込んでしまって外部から看取し得ないようにし、しかも容易に分解し得ないようにしてしまえば意匠権の侵害そのものの判断がなされないことになって不当な場合も出てくることになるのではなからう

か。」との疑問を呈する見解がある¹⁵⁾。

同見解は、部品の登録意匠と全く同一の部品であっても、それを内部に組み込んで外部から見えなくした形で完成品を製造・販売すれば意匠権侵害として問責できないことを不当であると言っているものと解されるが、そのような行為が意匠権侵害にならないことは意匠法の予定するところであって、不当ではない。意匠法が保護するものが意匠の需要吸引力である以上、当該部品の登録意匠の需要吸引力を利用しない行為を意匠法が禁じる理由はないからである。上記の場合において、部品を製造する者が完成品を販売する者と別人であるとすれば、当該部品を完成品販売業者に販売（その前提として製造も）する行為は意匠の需要吸引力が利用されているので意匠権侵害となり得るが、その部品を用いて完成品を製造・販売する者の行為においては、当該部品の需要吸引力は全く利用されていないのである（利用されているものがあるとすれば、それは部品の「機能」である）。同見解は、意匠法の守備範囲を超えた保護を求めているに過ぎないといえよう。

7. 欧州共同体意匠の立場

欧州共同体意匠では、「共同体意匠に関する2001年12月12日付けの理事会規則（EC）No. 6/2002」の中に、以下のような規定が置かれている^{16),17)}。

「第4条（保護要件）

1. 意匠は、それが新規であり且つ独自性を有する範囲において共同体意匠によって保護される。

2. 複合製品の構成部品を構成する製品に適用され又はこれに組み込まれた意匠は、次の各号の条件が満たされる場合に新規であり、且つ独自性を有するものと認められる。

(a) 当該構成部品が、複合製品に組み込まれたときに、当該複合製品の通常の使用中に目

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

に見え続けること。及び

(b) 当該構成部品の視覚的特徴が、新規性及び独自性に関する要件を充たしているその程度において。

3. 第2項(a)にいうところの「通常の使用」とは、保守、整備又は修繕作業を除く最終使用者による使用をいう。」

上記のとおり、欧州共同体意匠は、保護要件として「当該構成部品が、複合製品に組み込まれたときに、当該複合製品の通常の使用中に目に見え続けること」、すなわち「意匠の視認性の要件」を明文で要求している。さらに、「端子金具事件」で争点となった、「交換、修理の際に取り出して交換、修理を行う」といった事情があっても保護されないことまで規定しているのである。

このような欧州共同体意匠の保護の現状に鑑みれば、知的財産権保護の国際的なハーモナイゼーションが叫ばれる今日、日本の意匠法の解釈において意匠の視認性の要件を不要とする見解を採用することが不当であることが理解されよう。

8. 部品の意匠権の効力について

以上、種々の検討を通じて、意匠権侵害の成立要件として、意匠の視認性の要件が必要であることが明らかになったと思われる。

そして、意匠の視認性の要件が実際に問題になるのは、「部品」の意匠権で当該部品を組み込んだ「完成品（製品全体）」の販売行為等を問責する場面であること、さらに、同場面で意匠権侵害の成立する余地はほとんどない（登録意匠の要部が外部から視認できる場合のみである）ことも、ご理解いただけたと思う。

もし、「部品」の意匠権の効力が、「部品」の特許権・実用新案権の効力と同じく、当該「部品」を組み込んだ「完成品（製品全体）」にも等しく及ぶと考えていた方がおられたとしたら、

今後は、その考えを改めるべきであろう。「部品」の意匠権についてのライセンス交渉ないしは侵害者の責任追及にあたっては、今後は、このような「部品」の意匠権の効力の限界を念頭において臨まれることをお勧めする。そうでないと、いざ裁判となった際、予想に反して不利な結果を招くおそれ大きいからである。

9. 最後 に

筆者は、前記1.の設例の事実関係と、部品（ネジ）並びに完成品（カメラ）の種類、及びY1の所在地（アメリカ）は異なるが、それ以外はほぼ全く同じである輸入販売差止仮処分申立事件を最近経験した。

筆者は同事件の被申立人側（Y2側）代理人として関わったが、同事件の審尋は、専ら意匠の視認性の要件が意匠権侵害の成立に必要なかが争点となり、被申立人側から意匠の類否について具体的主張をすることなく、被申立人勝訴の心証が裁判所より開示されて終了したが、その後、申立人が申立てを取下げたため、決定が出されること無く、事件は終了した。

もしこの決定が出されていれば、意匠の視認性の要件の必要性がより明確になったと思われるだけに、決定が出されなかったのは残念である。

注 記

- 1) 特許法1条、実用新案法1条参照。
- 2) 意匠が保護される理由につき高田忠・意匠1～3頁（有斐閣）及び船本信光「意匠の識別機能について」無体財産法と商事法の諸問題437～460頁参照。
- 3) 本稿で使用する「需要吸引力」という言葉は、船本・前掲からの借用であるが、船本・前掲では、意匠の「需要吸引力」は、「商品資質識別志向型」と「出所識別志向型」に類別され、前者は「機能志向型」と「趣味志向型」に類別されるとし、そして、意匠法は商品資質識別機能を主たる保護の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

対象としているとはしながらも、これら全てが意匠の「需要吸引力」に含まれるとされるようである。この「機能志向型」が本稿①のパターンの力、「出所識別志向型」が②のパターンの力、「趣味志向型」が③のパターンの力に相当すると思われるので、意匠の「需要吸引力」には③のパターンの力しか含まれないとする筆者の考えとは、この点で若干相違する。

- 4) 創作説・混同説の定義及び説明は、山田知司「意匠の類否」新・裁判実務体系4 知的財産関係訴訟法374～375頁（青林書院）による。
- 5) 光石士郎・新訂意匠法詳説99頁（ぎょうせい）
- 6) 船本・前掲452頁
- 7) 意匠判例研究会・工業所有権法研究38巻3号25～50頁
- 8) 板倉集一「外部から看取り得ない侵害物品と意匠権の効力」判例意匠法（発明協会）783～794頁。なお、本事件は上告もされているが、「原審の認定判断に所論の違法はない」との形式的な判示で棄却されている（最高裁平成6年10月27日判決）。
- 9) 無体財産権関係民事・行政裁判例集16巻1号199頁
- 10) 意匠の「利用関係」の成立要件について判示した

ものとしては、注9)の名古屋地裁昭和59年3月26日判決や、大阪地裁昭和46年12月22日判決（無体財産権関係民事・行政裁判例集3巻2号414頁、判例タイムズ275号376頁）等がある。

- 11) 峯唯夫「意匠の使用概念からのアプローチ」DESIGNPROTECT 2001, No.51, Vol.14-4, 2～14頁
- 12) 判例工業所有権法2565頁
- 13) 松村信夫・三山峻司共著・「〔新訂〕実務に役立つ知的財産関係法の解説」70～71頁（三山執筆）
- 14) 板倉・前掲791頁は、同見解をこのような趣旨に捉えているものと思われる。
- 15) 板倉・前掲791頁
- 16) 和訳は、平成15年3月・社団法人日本国際知的財産保護協会発行「EU意匠規則成立後の欧州における意匠制度に関する調査研究報告書」249頁による。
- 17) 英国での同規則考え方につき、David C Musker著・AIPPI事務局訳・「隠された意味『使用時に見えない』意匠に関する英国の考え方」A.I.P.P.I., Vol.48, No.11, 2003, 33～44頁参照。

（原稿受領日 2003年11月28日）

